

東松山市災害時要援護者避難支援プラン



東松山市

目 次

第1章 総 則	
1. 1 趣 旨	1
1. 2 位置付け	1
1. 3 基本方針	1
1 対象とする者	
2 対象とする地域	
3 対象とする災害	
1. 4 構 成	1
第2章 避難支援体制の構築	
2. 1 支援体制の整備	2
1 市における避難支援体制の整備	
2 地域における避難支援体制の整備	
2. 2 関係機関の役割	2
1 市の役割	
2 自主防災組織（自治会）の役割	
3 民生委員・児童委員の役割	
4 消防団の役割	
5 社会福祉協議会、地域包括支援センターの役割	
6 社会福祉施設、福祉サービス事業者の役割	
7 医療機関の役割	
8 避難支援者の役割	
第3章 要援護者の把握	
3. 1 要援護者の把握	4
3. 2 対象とする者	4
3. 3 要援護者情報の収集	4
3. 4 要援護者情報の整備と管理	4
1 登録情報の整備	
2 情報の更新	
3 情報の共有	
4 登録台帳の管理	

第4章 個別計画		
4. 1	個別計画の作成	6
4. 2	個別計画の内容	6
4. 3	個別計画の適正管理	6
	1 保管及び使用の制限	
	2 緊急時の情報提供	
第5章 情報伝達・避難誘導・安否確認		
5. 1	避難に関する情報	7
5. 2	情報伝達体制の整備	7
	1 市からの情報伝達	
	2 地域組織や避難支援者	
5. 3	情報伝達の実施	8
5. 4	避難誘導	8
	1 避難誘導体制の整備	
	2 避難誘導の実施	
	3 避難誘導における留意事項	
5. 5	安否情報収集体制の整備	10
第6章 避難所における支援		
6. 1	避難所の開設	11
6. 2	避難所の環境整備	11
6. 3	福祉避難所の設置	11
	1 福祉避難所の対象者	
	2 福祉避難所の指定	
	3 福祉避難所の利用	
6. 4	運営における留意事項	12
	1 避難所生活での配慮	
	2 心身の健康管理	
6. 5	医療機関との連携	13
第7章 平常時の要援護者の見守りと要援護者避難訓練の実施		
7. 1	見守り活動と支援ネットワーク	14
7. 2	要援護者避難訓練への支援	14

第8章	乳幼児、妊産婦に対する支援計画	
8. 1	支援体制の整備	15
8. 2	災害への備え	15
	1 避難所設備の充実	
	2 緊急連絡体制の整備	
8. 3	災害発生時の対応	15
	1 避難誘導	
	2 避難所での支援	
	3 保護を要する児童等への対応	
第9章	外国人に対する支援計画	
9. 1	支援体制の整備	17
9. 2	災害への備え	17
	1 外国人の把握	
	2 防災知識の普及	
	3 人材の育成	
9. 3	災害発生時の対応	17
	1 情報の伝達	
	2 避難所での支援	
【資料】		
	災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項	18
	東松山市災害時要援護者（新規・変更）登録申請書（表）	21
	東松山市災害時要援護者（新規・変更）登録申請書（裏）	22
	災害時要援護者登録台帳	23
	災害時要援護者個別計画（表）	24
	災害時要援護者個別計画（裏）	25

第1章 総則

1. 1 趣旨

東松山市災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）は、市内において災害が発生し、又は恐れのある場合（以下「災害時」という。）、避難のために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の生命、身体を守るため、市の防災担当部局と福祉関係部局のほか、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員等（以下「地域組織」という。）や福祉関係事業者並びに医療機関等（以下「支援機関」という。）が協力して迅速かつ的確な避難支援を図るため、市が策定するものである。

1. 2 位置付け

この避難支援プランは、東松山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定する要援護者の安全確保対策に関連し作成するものであり、要援護者に係る災害予防計画及び災害応急対策計画を具体化したものである。

1. 3 基本方針

1. 3. 1 対象とする者

要援護者とは、一般的には高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいうが、要援護者の中には、医療機関への入院や社会福祉施設への入所、又は家族と同居しているなど、日常的に家族や特定の者から支援を受けられる者も相当数含まれていることから、この避難支援プランでは、それ以外の第三者の支援がなければ避難行動がとれない在宅の者を要援護者として位置づけて、避難支援を重点的に進める。

1. 3. 2 対象とする地域

この避難支援プランの対象地域は、本市全域とする。

1. 3. 3 対象とする災害

この避難支援プランで想定する災害は、台風、地震等市内全域に重大な被害をもたらす恐れのある災害や、その他の災害及び事故等においても準用する。

1. 4 構成

この避難支援プランは、要援護者の避難支援に関する全体的な考え方を示した「全体計画」と要援護者一人ひとりに対する支援方法を示した個別支援計画（以下「個別計画」という。）によって構成されるものである。

第2章 避難支援体制の構築

2. 1 支援体制の整備

2. 1. 1 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援プランの円滑な運用を図るため、防災担当部局と福祉担当部局が協力して要援護者の避難支援に当たる体制を整備する。

防災担当部局は、地域における避難支援に係る自主防災組織（自治会）、消防団等防災関係団体等との連携強化及び避難支援の円滑な実施を図るための体制を整備する。

福祉担当部局は、日頃から所管する部分の地域別要援護者リストの作成、管理を行うほか、要援護者本人及び家族からの相談を受けるための体制を整備する。

また、災害時には要援護者への対策班を編成して、情報の収集や伝達に努め、要援護者に対して必要な避難支援が実施できる体制を整備する。

2. 1. 2 地域における避難支援体制の整備

地域組織は日頃から地域の要援護者を把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進するほか、災害時には消防団等との協力により円滑な避難支援が実施できる体制の整備に努める。

2. 2 関係機関の役割

2. 2. 1 市の役割

- ① 要援護者情報の収集及び登録台帳の作成・更新並びに登録申請の広報
- ② 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ③ 支援機関との協力関係の構築及び連携体制の確立
- ④ 指定避難所における要援護者に配慮した設備の改善
- ⑤ 福祉避難所の指定
- ⑥ 自主防災組織（自治会）の自主防災力強化のための支援
- ⑦ 要援護者の避難支援に関する普及啓発
- ⑧ 要援護者参加型防災訓練の企画、実施
- ⑨ 避難準備情報の発表及び伝達
- ⑩ 災害時における避難支援
- ⑪ 災害時における要援護者の避難状況の把握及び安否確認

2. 2. 2 自主防災組織（自治会）の役割

- ① 要援護者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援者の登録への働きかけ
- ③ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認、安否確認への協力
- ④ 災害時における避難行動支援

2. 2. 3 民生委員・児童委員の役割

- ① 要援護者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援者の登録への働きかけ
- ③ 災害時における避難準備情報の伝達と状況確認、安否確認への協力
- ④ 避難所における要援護者の心のケア

2. 2. 4 消防団の役割

- ① 避難支援者の登録への働きかけ
- ② 災害時における避難準備情報の伝達
- ③ 災害時における避難支援又は救助

2. 2. 5 社会福祉協議会、地域包括支援センターの役割

- ① 要援護者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援者の登録への働きかけ
- ③ 支援機関との協力関係の構築及び連絡調整

2. 2. 6 社会福祉施設、福祉サービス事業者の役割

- ① 要援護者の把握及び調査への協力
- ② 要援護者の登録及び更新への働きかけ
- ③ 施設利用者に対する避難支援計画の作成
- ④ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認、安否確認への協力

2. 2. 7 医療機関等の役割

- ① 災害時における対応可能状況を把握するための調査に対する協力
- ② 災害時における緊急入院への対応

2. 2. 8 避難支援者の役割

避難支援者は、要援護者への日頃からの声かけや災害発生時の情報伝達や安否確認、避難の手助けを行うものとする。そのため避難支援者は、普段から要援護者との信頼関係の構築に努めるものとし、その選任にあたっては要援護者本人の意思を尊重しながら、できるだけ身近な者から複数選任し、また長期に亘り引き受けられる者を選任するものとする。

なお、要援護者に対しては、避難支援者に関して次の点を十分に周知するものとする。

- ① 要援護者の支援は、支援者の任意の協力により行われるものであること。
- ② 避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であること。

第3章 要援護者の把握

3. 1 要援護者の把握

災害発生時において要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の収集・共有が重要であり、日頃から要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておく。

3. 2 対象とする者

市における避難支援プランの要援護者とは、次に掲げる者のうち、原則として在宅の者とする。

- ① 介護保険における要介護度3以上の認定者
- ② 身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A・A・B）及び精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を所持する者
- ③ 65歳以上の一人暮らしの高齢者、日中単身の高齢者及び高齢者のみの世帯
- ④ 難病患者
- ⑤ 上記以外で自力避難が困難な者
- ⑥ その他市長が認める者

3. 3 要援護者情報の収集

要援護者情報の収集方法は、次の方式を併用して行うこととし、より多くの要援護者に周知し、登録しやすい体制を確保するよう努める。

(1) 手上げ方式

自ら災害時の避難支援を希望し、地域組織や避難支援者、支援機関等に個人情報を開示することに同意した者を登録する方式。

(2) 同意方式

市の防災・福祉部局のほか、地域組織が中心となって地域において支援を要する者を把握し、登録申請を直接対象者に働きかける方式。登録に際しては、手上げ方式同様地域組織、避難支援者等に個人情報を開示することに同意を得る。

3. 4 要援護者情報の整備と管理

3. 4. 1 登録情報の整備

市は、要援護者から東松山市災害時要援護者台帳登録申請書（以下「登録申請書」という。）による申請があった場合、災害時要援護者登録台帳（以下「登録台帳」という。）に記載し整備するものとする。

3. 4. 2 情報の更新

登録台帳の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠であることから、要援護者について登録事項に変更が生じた場合、変更登録申請書の提出を受け、変更となった事項について更新するものとする。また市の福祉関係部局は時期を定めて年1回以上、地域組織等と協力し、共同してこれを行うものとする。

なお、対象者の異動の状況や変化を把握した場合は、随時修正や追加を行い、情報を適正に保つように努めるものとする。

3. 4. 3 情報の共有

要援護者の情報は、個人情報であるため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第8号）第8条第2項第4号の規定に基づき市、警察署、消防署、地域組織及び避難支援者で共有するものとする。

<参考条文>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3. 4. 4 登録台帳の管理

市は、登録台帳の管理にあたっては、情報の漏えい防止に努め、管理に関する適切な措置を講ずることとする。



第4章 個別計画

4. 1 個別計画の作成

個別計画の作成は、第3章に定める収集方法により収集・登録した要援護者台帳を基に、災害が発生し、又はその恐れが高まった場合に、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行えるよう、要援護者一人ひとりについて必要事項を示した個別計画を作成する。

4. 2 個別計画の内容

個別計画には、避難支援に必要な主に次に掲げる事項を記載する。

- ① 緊急時連絡先
- ② 家族構成・日常生活環境
- ③ 特記事項
- ④ 避難支援者
- ⑤ 地域の情報

4. 3 個別計画の適正管理

4. 3. 1 保管及び使用の制限

地域組織及び避難支援者は、個別計画を要援護者の避難支援以外に使用してはならない。

4. 3. 2 緊急時の情報提供

災害時において、要援護者の生命・身体を保護するため必要かつ緊急を要する場合に限り、地域組織は、本人の同意を得ることなく救出活動を行う者又は、機関に対し要援護者台帳及び個別計画に記載された情報を提供できるものとする。

市は、福祉関係部局において共有する要援護者情報等の内容についても、必要により同様に扱うものとする。



第5章 情報伝達・避難誘導・安否確認

5. 1 避難に関する情報

災害発生時を始め、災害が発生する恐れがある場合、避難行動に時間を要する要援護者に対して、市は地域防災計画に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報を、下表の各区分に応じて発令することとする。

【避難準備情報等】

類 型	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者等 に対する避難情報)	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、又は、人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※東松山市地域防災計画より抜粋

5. 2 情報伝達体制の整備

5. 2. 1 市からの情報伝達

市は、災害時における避難準備情報等や災害関連情報について、要援護者本人のみならず、その家族や支援者に対しても広く周知を図る必要がある。また、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達方法にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、提供する情報については、聴覚障害者や外国人にも配慮して、外国語や文字放送など情報発信での支援を行うよう努める。

【多様な情報伝達手段の確保】

情報伝達手段	情報の種類	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市ホームページへの掲載		○
携帯メールサービス（埼玉県防災・防犯メールサービス等）		○

5. 2. 2 地域組織や避難支援者

地域組織や避難支援者は、避難準備情報等や災害関係情報を確実に受信できるよう、携帯メールサービスの導入を進めるとともに、電話連絡網等による情報伝達体制の整備を図る。

5. 3 情報伝達の実施

(1) 市

市は、避難準備情報等や災害関連情報を発表したとき、及び避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行う。

(2) 地域組織

地域組織は、要援護者の様子を電話、又は直接訪問によって確認し、避難準備情報等が発表されているときは避難の開始を促し、自ら避難できる者に対しては早期の自主避難を勧める。

(3) 避難支援者

避難支援者は、市や防災関係機関が発表する情報を入手し、又は情報の伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する要援護者本人、又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに、避難に対する心構えと準備を勧める。

また、避難準備情報等が発表された場合は、速やかな避難を促すものとする。

5. 4 避難誘導

5. 4. 1 避難誘導体制の整備

(1) 市

市の要援護者への対策班は、避難準備情報等の発表の状況や避難所の開設状況を把握し、地域組織や避難支援者等からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応するほか、公用車両の待機、福祉避難所等の連絡、支援を要請する支援機関との連絡を密にするなどして、迅速かつ的確な避難誘導が実施できる体制を整備する。

(2) 避難支援者

避難支援者は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に受信するため、携帯メールサービスの導入を進めるとともに、常に担当する要援護者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

(3) 支援機関

支援機関等は、組織内に要援護者支援チームを編成し、自らが保有する資機材や福祉車両を準備するなどして、必要に応じて迅速な避難支援が実施できる体制を整備する。

5. 4. 2 避難誘導の実施

(1) 市

市の要援護者への対策班は、地域組織や避難支援者から受け入れ可能な施設に関する情報の問い合わせに対して迅速かつ的確に対応する。

また、自力での避難が困難であり地域組織や避難支援者からの支援を受けられない状況にある要援護者に関する通報を受けた場合、必要に応じて市の公用車両を活用して避難誘導を実施する。なお、複数の者を同時に移送する必要がある場合に備えて、マイクロバスを待機させるなど車両管理部門との連携を図るほか、市と防災協定を締結している機関とも連携を図る。

(2) 避難支援者

避難誘導を行う支援者は、可能な限り個別計画に基づき要援護者の状況に応じた付き添いを行い、最寄りの避難施設、又はあらかじめ定められた避難所への避難を行う。

また、避難誘導を実施した場合は、市の要援護者への対策班に、支援者の住所、氏名、要援護者の避難先を連絡するものとする。

(3) 支援機関

支援機関等は、自ら保有する資機材や福祉車両等を活用して、要援護者を避難所などの安全な場所へ移送する。

避難誘導を実施する際は、必ず要援護者の特性を理解している者が付き添い、冷静に接して安心させるように努め、支援した者の所属、氏名、要援護者の避難先を

市に連絡するものとする。

5. 4. 3 避難誘導における留意事項

支援者及び支援機関は、支援者自身の安全が確保できない状況においては、専門的な装備や資機材が必要となる事から無理をしての避難誘導を控え、市の要援護者への対策班、消防本部、消防団に状況を連絡し応援を求める。

また、ショック等による急激な容態の変化や怪我をした要援護者については、速やかに消防本部への連絡を行い、緊急手当、又は入院が可能な医療機関への搬送を行う。医療行為が必要な要援護者についても、かかりつけの医療機関との連携を図る。

5. 5 安否情報収集体制の整備

市民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、地域組織、避難支援者は、協力して迅速かつ、的確に要援護者の安否確認を行う。

(1) 市

市は、地域組織、避難支援者からの安否情報の集約や照会に一元的に対応するため、要援護者への対策班に安否情報窓口を設置する。

(2) 地域組織

要援護者を支援する地域組織等は、関係する要援護者の安否について、相互に協力して情報の交換ができるよう体制を整備し、可能な範囲で把握に努める。

また、日頃の地域活動を通じて要援護者の所在や避難先となりうる場所の把握に努め、地域における情報の集約を図り安否情報窓口への提供ができる体制を整備する。

(3) 避難支援者

避難支援者は、常に担当する要援護者との連絡手段を確保し、迅速な安否確認ができるよう努める。



第6章 避難所における支援

6. 1 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えなければならない。

また、多様な情報伝達手段を活用し住民への周知を図らなければならない。

6. 2 避難所の環境整備

要援護者は、日常的に介護、支援等の必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要になるケースが少なからず発生することが予測される。

とりわけ避難生活が長期化する場合には、要援護者に対し日常的な介護・支援が必要となる。

市は、地域防災計画で指定している避難所について、要援護者の利用に配慮して次のような、環境整備に努めるものとする。

(1) 施設の改善整備

- ① 段差解消、手摺の設置等のバリアフリー化
- ② 既設トイレの洋式化、身体障害者用トイレの改良・新設
- ③ 給湯設備の配置

(2) 仮設等による対策

- ① 知的障害者や精神障害者のための別室の確保
- ② 授乳室やオムツ換え、泣き声対策のための別室の確保
- ③ 成人向けオムツ交換場所の確保
- ④ 補助犬、介助犬を必要とする場合の専用スペースの確保
- ⑤ 間仕切り等によるプライバシーの確保
- ⑥ トイレに近い場所への要援護者スペースの確保及び仮設トイレのアプローチの配慮
- ⑦ 車いす通行スペースの確保
- ⑧ 畳、カーペット、扇風機、ストーブ等の配置
- ⑨ 車いす、簡易ベッド等の配置
- ⑩ 保健相談・福祉相談ブースの設置

6. 3 福祉避難所の設置

6. 3. 1 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、要援護者であって、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関に入所・入院に至らない程度の者とする。

また、対象者を介助する家族等も対象者とともに避難することができるものとする。

6. 3. 2 福祉避難所の指定

市は、要援護者が相談等の必要な生活支援を受けることができ、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定するものとする。

指定に当たっては、把握した要援護者情報を基に、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を整理し、施設の管理者等とその受入れ体制等について協議のうえ協定を締結する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談等の職員確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法について要援護者を含む地域住民に周知するとともに、周辺の福祉関係者等支援者の十分な理解を得るものとする。

6. 3. 3 福祉避難所の利用

市は、福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設の管理者と十分な連絡調整を図り、受入れ可能状況を把握し、施設本来の機能や入所者、利用者への処遇に支障をきたさないよう配慮するものとする。

なお、福祉避難所の利用は、緊急避難的なものであり、通常当該施設から提供されるサービスを期待するものではないため、特別なサービスを希望する場合には、緊急入所、ショートステイを活用するものとする。

6. 4 運営における留意事項

6. 4. 1 避難所生活での配慮

(1) 救援物資等の供給に関する配慮

市は、避難所の運営に当たっては、要援護者に配慮し、食料や救援物資などの配布についても、要援護者に対して平等に配分がなされるようにする。

(2) 情報提供に関する配慮

避難者に対する情報提供は、音声だけでなく聴覚障害者、知的障害者、高齢者及び外国人に配慮し必ず掲示も併用する。また、掲示の際は最大限わかりやすい表現で行う。

(3) 食事での配慮

要援護者個々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ① 乳幼児には、ミルク、離乳食の提供
- ② 高齢者には柔らかい食事
- ③ 難病患者、内部障害者には病態に応じた食事

6. 4. 2 心身の健康管理

(1) 医療班による巡回

医師、看護師、保健師、栄養士等が適時避難所を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるほか、必要な医療ケアを行うことにより、障害の重度化や合併症の予防に努める。

(2) 心のケア

災害による大きなショックや強い不安感、避難所生活によるストレスの蓄積など、様々な精神的負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちが、話しかけにより要援護者に対する理解を深め交流する。

また、精神科医や臨床心理士、保健師などの協力を得て、医療班とも連携し心のケアの実施にあたる。

6. 5 医療機関との連携

避難者の中には、一見して内部障害や、難病であることが分からないために、対応が遅れたり、一定の医療行為を受けられないため、生命にかかわる者もいると考えられることから、市は、要援護者の様態の急変等により医療行為が必要となった場合に備えて、消防本部や医療機関との連携を密にし、直ちに医療機関に搬送できる体制を執る。



第7章 平常時の要援護者の見守りと要援護者避難訓練の実施

7.1 見守り活動と支援ネットワーク

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、防災活動のみならず、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を平常時から深めることが重要である。こうした日常的な働きかけについては、民生委員・児童委員による声かけ運動や、あんしん見守りネットワークの仕組みと有効に連動させていく必要がある。

在宅の要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、日頃から地域組織を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが重要になる。

7.2 要援護者避難訓練への支援

災害時の避難誘導を円滑にするためには、地域において地域組織が要援護者や避難支援者とともに、要援護者の避難計画の作成や避難訓練を実施し、支援体制の充実を図ることが重要である。

また、避難支援者自身の研修の機会も検討する必要がある。

避難訓練には、要援護者、避難支援者の他、要援護者の避難に重要な役割を持つ地域住民等が積極的に参加し、避難準備情報等の伝達方法の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認、避難所環境整備や運営上の訓練等を行う事により、地域全体の防災意識の高揚を図る。



第8章 乳幼児、妊産婦に対する支援計画

8. 1 支援体制の整備

一人では危険の察知や情報の入手・理解、避難の判断ができない乳幼児や、思うように体を動かすことができない妊産婦は災害時要援護者である。

市は、避難所での対応を中心として支援体制の整備を図るものとする。

なお、本章に定めのない事項については、前記各章に基づき運用するものとする。

8. 2 災害への備え

8. 2. 1 避難所設備の充実

市は、避難所の施設管理者と協力して、乳幼児や妊産婦等の利用を考慮して、次に掲げる設備の充実を図るものとする。

- ① 畳やカーペット、冬季の暖房器具などの防寒対策用の設備
- ② ミルク用のお湯や沐浴、湯たんぽのための給湯設備
- ③ 授乳室やオムツ換え、泣き声対策のための別室
- ④ パーテーション等の間仕切り

8. 2. 2 緊急連絡体制の整備

市は、産婦人科医師との救急連絡手段の確保に努め、迅速な緊急受入れと適切な処置が実施できるよう体制を整備する。

また、助産師の災害時における避難所での協力が得られるよう、平常時から緊密な関係を構築する。

8. 3 災害発生時の対応

8. 3. 1 避難誘導

市は、発生時に容体が悪いなどの特別な状態にある妊産婦からの連絡を受けるため、要援護者への対策班に窓口を設置し、適切な助言による避難誘導を行うほか、自力での避難が困難で緊急を要する状況にある者に対しては、必要に応じて市の公用車両等を活用して避難の補助を実施する。

8. 3. 2 避難所での支援

市は、乳幼児や、妊産婦の状況に的確に対応するため、必要に応じて女性職員又は女性のボランティア・スタッフの配慮に努めるものとする。

また、著しい環境変化の影響により急な産気づきがある場合は、速やかに主治医への連絡を行うとともに移送を行う。

また、移送することが困難な場合など、避難所での出産が想定される場合は、助産師を派遣する。

8. 3. 3 保護を要する児童等への対応

市は、被災により保護者による監護等ができなくなった乳幼児等の状況把握に努め、親族による受入れや、児童養護施設等への受入れなどの措置を講じる。



第9章 外国人に対する支援計画

9. 1 支援体制の整備

日本語によるコミュニケーションが困難である外国人は災害時要援護者である。

市は、各種国際交流団体等の協力のもと、本市に居住する外国人に対する災害時の支援ネットワークを構築し、情報伝達及び避難所生活に関する支援体制の整備を図るものとする。

9. 2 災害への備え

9. 2. 1 外国人の把握

支援体制を整備するに当たり、被災リスクの高い者をあらかじめ特定しておく必要から、特に災害危険区域等に居住する外国人の所在を把握するものとする。

9. 2. 2 防災知識の普及

外国人自らの迅速な避難行動を促進するとともに、言語や文化の違いによって起こり得る避難所生活のトラブルを未然に防ぐため、次に示す方法等により、外国人に対する防災知識の普及に努める。

- ① 避難に関する専門用語（避難準備情報、避難勧告等）や気象情報等の防災に関する専門用語を外国語に翻訳したパンフレットや防災マップの作成・配布
- ② 交流会や研修会等を通しての普及・啓発
- ③ 就労のために外国人を雇用している企業に対しての防災に関する知識の普及や、避難支援のための体制整備に関する指導

9. 2. 3 人材の育成

日本語が理解できない外国人に対応するため、通訳ボランティアの育成を推進する。

9. 3 災害発生時の対応

9. 3. 1 情報の伝達

避難に関する情報が発せられた場合又は、災害が発生した場合、翻訳ツールの活用や外国語通訳者の協力を得て、多言語による防災無線、ホームページへの掲載、メール等により迅速かつ的確に情報の伝達を行い、安全に避難ができるよう誘導する。

9. 3. 2 避難所での支援

避難生活の支援と情報提供のため、必要に応じて通訳ボランティアを派遣する。



東松山市災害時要援護者避難支援プラン

平成25年3月

編集・発行

東松山市健康福祉部社会福祉課

〒355-8601

TEL 0493-21-1408 (直通)

FAX 0493-24-6066

市ホームページ <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>